



熊本県公報

第 12184 号

平成 25 年 1 月 29 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回路サービスの調達に係る入札参加資格	(情報企画課)	1
○熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信甲斐路サービスの調達に係る入札参加資格	(〃)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	2
○随意契約による物品または役務の調達契約に関する事務処理要領の一部改正	(管理調達課)	4
○道路の区域変更	(道路保全課)	13
○道路の供用開始	(〃)	13
○「熊本県庁舎で使用する電気」の調達に係る入札の参加資格	(管財課)	13
公 告		
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	14
○熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回路サービスの調達に係る入札公告	(情報企画課)	14
○熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信甲斐路サービスの調達に係る入札公告	(〃)	17
○清算法人河浦町土地改良区清算人退任の公告	(農村計画課)	20
○平成 24 年度行政書士試験合格者公示	(市町村行政課)	20
○熊本都市計画道路の変更	(都市計画課)	21
○本渡都市計画道路の変更	(〃)	21
○知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項	(県政情報文書課)	21
○換地処分	(農地整備課)	22
○換地処分	(〃)	22
○都市計画法による開発行為公示完了公告	(建築課)	23
○「熊本県庁舎で使用する電気」の調達に係る入札の実施	(管財課)	23
登 載 依 頼		
○平成 24 年度第 2 回菊池地域保健医療推進協議会の開催	(菊池地域保健医療推進協議会)	26
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会)	26
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	(〃)	27
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	(〃)	29
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	(〃)	29
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	(〃)	29
○海区漁業調整委員会委員の直接請求に係る連署基準数	(〃)	29

告 示

熊本県告示第 89 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 競争入札に付する事項

熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成25年2月12日午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

（5）の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第90号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成25年1月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サービスの調達

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成25年2月12日午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

（5）の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 御船町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 観音寺（南木倉－1－1）（441－1－022－1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡御船町木倉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 観音寺（南木倉－1－2）（441－1－022－2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡御船町木倉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 観音寺（南木倉－1－3）（441－1－022－3）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡御船町木倉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 観音寺（南木倉－1－4）（441－1－022－4）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡御船町木倉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 観音寺（南木倉－1－5）（441－1－022－5）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡御船町木倉
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 92 号

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領（平成 17 年熊本県告示第 1149 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 22 年政令第 16 号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「の規定による物品を買い入れる契約」を「の規定により物品を買い入れ、」に、「第 7 条において」を「以下」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「次に掲げる施設及び作業所をいう。」を「令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行なう施設、小規模作業所又はこれらに準ずる者」として知事の認定を受けた者」に改め、同号ア及びイを削り、同項第 2 号中「連合若しくは」を「連合、」に、「をいう。」を「又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者」に改め、同項第 3 号中「母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子福祉団体等のうち、当該母子福祉団体等が行なう事業でその事業に使用される者が主として母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 3 項に規定する寡婦であるものである母子福祉団体等」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

(4) 新商品販売者 次のア又はイのいずれかに該当する者で、知事の認定を受けようとする日において販売開始から 5 年以内の物品（以下「新商品」という。）の生産により新たな事業分野の開拓を図る者（新たな事業分野の開拓を行う法人を設立しようとする者を含む。）として知事の認定を受けたもの

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 県内に新商品に係る事業場を有する者であること。
第 3 条第 1 項中「この要領による」を削り、「次の各号に掲げられているもの」を「次に掲げるとおり」に改め、同項第 4 号中「物品名」を「新商品名」に改め、同条第 2 項中「契約担当課」を「規則第 2 条第 6 号に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）に改める。

第 4 条中「との」の次に「間に」を加え、「者」を「もの」に改め、「次の各号に定めるところにより、登録申請するものとする。」を「契約希望申請書（別記第 1 号様式）により、別表に掲げる担当課（以下「担当課」という。）に登録を申請する。」に改め、各号を削る。

第 5 条を次のように改める。

(名簿の作成)

第 5 条 担当課は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書の内容を確認し、次に掲げる登録者の区分に応じ、当該各号に定める名簿を作成するものとする。

- (1) 障害者支援施設等名簿（別記第 2 号様式）
- (2) シルバー人材センター名簿（別記第 3 号様式）
- (3) 母子福祉団体名簿（別記第 4 号様式）
- (4) 新商品販売者名簿（別記第 5 号様式）

2 担当課は、前項の規定により名簿を作成したときは、申請のあった日の属する月の翌月 15 日までに当該名簿を管理調達課に提出するものとする。

3 管理調達課は、前項の規定により担当課から提出された名簿を県庁ホームページにおいて公表する。

第 6 条の見出し中「等」を削り、同条中「登録者が」を「登録者は、」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 法人又は施設等の名称、所在地、電話番号、ファックス番号、理事長の氏名、代表者の職名若しくは氏名に変更があったとき。

第 6 条第 2 号中「契約を希望する物品又は役務名」を「熊本県との間に締結を希望する物品又は役務の調達契約に係る物品又は役務の内容」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する障害者支援施設等、シルバー人材センター又は母子福祉団体に該当しなくなったとき。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 前条第 1 項から第 3 項までの規定は、この条の規定による変更の届出について準用する。この場合において、前条第 1 項中「第 4 条」とあるのは「第 6 条」と、「登録の申請」とあるのは「変更」と、同条第 2 項中「作成」とあるのは「変更」と、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。

第 7 条及び第 8 条を次のように改める。

(公表)

第 7 条 規則第 93 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する契約の発注の見通しの公表は、次の各

- 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 公表する事項 次のア及びイに掲げる事項
 ア 調達する物品又は役務の名称、内容及び場所
 イ 調達する時期
 (2) 公表の時期 1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとの初日とする。
 ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
 (3) 公表の方法 次のア及びイのとおりとする。
 ア 契約担当者は、四半期ごとの初日の少なくとも14日前までに別記第7号様式により、管理調達課に報告するものとする。
 イ 管理調達課は、別記第7号様式により、県庁ホームページにおいて公表する。
 (4) 公表の対象 物品又は役務の調達契約において、1件の予定価格が10万円を超えるもの
 (5) 公表の期間 公表を開始した日から物品又は役務の調達契約の締結を予定する日の属する年度の3月31日までとする。
- 2 規則第93条の2第1項第2号の契約締結前の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 公表する事項 次のアからカまでに掲げる事項
 ア 調達する物品又は役務の名称
 イ 物品の数量又は役務の内容
 ウ 物品の納入期限又は役務の提供の契約期間
 エ 物品の納入期限又は役務の履行場所
 オ 見積書の提出期限
 カ 見積書の提出先
 (2) 公表の時期 見積書の提出期限の7日前までとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
 (3) 公表の方法 契約担当者は、別記第8号様式により、県庁ホームページにおいて公表する。
 (4) 公表の期間 公表を開始した日から物品又は役務の調達契約を締結しようとする日の属する年度の3月31日までとする。
- 3 規則第93条の2第1項第3号の契約締結後の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 公表する事項 次のアからキまでに掲げる事項
 ア 調達した物品又は役務の名称
 イ 調達した物品の数量又は役務の内容
 ウ 物品の納入期限又は役務の提供の契約期間
 エ 契約金額
 オ 契約日
 カ 契約の相手方
 キ 相手方とした理由
 (2) 公表の時期 契約締結後速やかに公表する。
 (3) 公表の方法 契約担当者は、別記第9号様式により、県庁ホームページにおいて公表する。
 (4) 公表の期間 公表を開始した日から同日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。
 (相手方の決定方法)
 第8条 物品又は役務の調達契約の相手方は、第5条第1項各号に定める名簿に登録されている者で、かつ、有効な見積書を提出した者で予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものとする。
 別表を次のように改める。

(別表)

随意契約による物品又は役務の調達に係る担当課

施設等	担当課
障害者支援施設等	障がい者支援課
シルバー人材センター	労働雇用課
母子福祉団体	子ども家庭福祉課
新商品販売者	産業支援課

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

平成 年 月 日

契約希望申請書

熊本県知事 様

申 請 者 法人等住所

法 人 等 名

理事長名
(代表者職・氏名)

印

施設等名称			
施設等所在地		(郵便番号 —)	
電話番号			
ファックス番号			
契約を希望する	物 品	印刷、事務用品、医療・介護用品、被服類、雑貨、日用品 陶器、木製品、農産物、食料品、新商品、その他 *該当する業務に○をしてください。	
		具体的な商品の概要等 〔 〕	
物品又は役務名	役 務	樹木管理、除草、大工、清掃、仕分・発送、情報処理、クリーニング、広報 イベント企画、ポスティング、ホームページ制作、その他 *該当する業務に○をしてください。	
		具体的な業務の内容等 〔 〕	
契約を希望する地区 (希望する地区に○印を記入)			
全県		熊本市	
玉名 (荒尾市、玉名市、玉名郡)		山鹿市	
阿蘇 (阿蘇市、阿蘇郡)		上益城 (上益城郡)	
芦北 (水俣市、芦北郡)		球磨 (人吉市、球磨郡)	
宇城 (宇土市、宇城市、下益城郡)		菊池 (菊池市、合志市、菊池郡)	
八代 (八代市、八代郡)		天草 (上天草市、天草市、天草郡)	

注

- 1 障害者支援施設等は、物品及び役務の申請となります。
- 2 新商品販売者は、物品のみの申請となります。
- 3 シルバー人材センター及び母子福祉団体は、役務のみの申請となります。

(別記第4号様式)(第5条関係)
母子福祉団体

別記第7号様式(第7条関係)

物 品 又 は 役 務 の 調 達 契 約 発 注 の 見 通 し (平 成 年 第 四 半 期)

別記第6号様式中「代表者名」を「代表者職・氏名」に改める。
 別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

整理番号	調達予定の項目 調達する物品又は 役務の名称	調達する物品又は 役務の内容	納入又は履行場所	発注予定期 期	発注機関名 (連絡先電話番号)
	障害者支援施設等、シルバーパートナーセンター、母子福祉団体、新商品販売			平成年月上旬・中旬・下旬頃	
	障害者支援施設等、シルバーパートナーセンター、母子福祉団体、新商品販売			平成年月上旬・中旬・下旬頃	
	障害者支援施設等、シルバーパートナーセンター、母子福祉団体、新商品販売			平成年月上旬・中旬・下旬頃	
	障害者支援施設等、シルバーパートナーセンター、母子福祉団体、新商品販売			平成年月上旬・中旬・下旬頃	
	障害者支援施設等、シルバーパートナーセンター、母子福祉団体、新商品販売			平成年月上旬・中旬・下旬頃	

別記第 8 号様式（第 7 条関係）

平成 年 月 日

物品又は役務の調達契約予定表

発注機関名

次のとおり随意契約に付しますので、随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領 第5条第1項第1号○（アからエのいずれかを指定）に掲げる名簿に掲載され、かつ、今回調達予定の 物品又は役務が当該名簿の「提供できる物品又は役務」又は「新商品名」に登録されている者は見積書を提出してください。

調達予定の項目

- 1 障害者支援施設等からの物品の買い入れ又は役務の提供
- 2 シルバー人材センターからの役務の提供
- 3 母子福祉団体からの役務の提供
- 4 新商品販売者からの物品の買い入れ

項目	内容
調達する物品又は役務の名称	
物 品 の 数 量 又 は 役 务 の 内 容 (必要に応じて仕様書を添付)	
物 品 の 納 入 期 限 又 は 役 务 の 提 供 の 契 約 期 间	
物 品 の 納 入 场 所 又 は 役 务 の 履 行 场 所	
見 積 書 の 提 出 期 限	
見 積 書 の 提 出 先	

別記第 9 号様式中「代表者名」を「代表者職・氏名」に、「相手方とした理由」を「契約の相手方とした理由」に改める。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
 2 この要領の施行の際現に改正前の第 4 条の規定により提出されている契約希望申請書は、改正後の第 4 条の規定により提出された契約希望申請書とみなす。

熊本県告示第 93 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 1 月 29 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	389 号	天草市天草町高浜南字小森 858 番 1 地先から 同所 859 番 1 地先まで	前	15.8 ～ 20.0	10.0	廃道
			後	14.0 ～ 19.0	10.0	

- 2 供用を開始する期日 平成 25 年 1 月 29 日

熊本県告示第 94 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 25 年 1 月 29 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町白石野字鶴山 1124 番地先から 同所 1129 番 1 地先まで	80.0	一括道路 (道路改築)

- 2 供用を開始する期日 平成 25 年 1 月 29 日

熊本県告示第 95 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 競争入札に付する事項

熊本県庁舎で使用する電気 11,143,000 キロワット時

- 2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

- 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成 25 年 3 月 4 日午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 26 年 1 月 6 日から平成 26 年 1 月 31 日（閉序日を除く。）までに行う。

公 告

熊本県公告第 42 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

宇城市小川町江頭字正ノ浜 371 番 1、同 371 番 6、同 371 番 7、同 371 番 8、同 371 番 9、同 371 番 10、同 371 番 11、同 371 番 12、同 372 番 1 及び同 373 番 1

3,456.87 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本県中央区紺屋阿弥陀寺町 10 番地
千里殖産株式会社

熊本県公告第 43 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達役務名

熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班

(3) 調達役務の内容

要求仕様書による。

(4) 調達役務の利用期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(5) 納入場所

要求仕様書のとおり。

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行つた者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものに限り、紙入札により入札することができる。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「IC カード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり IC カードの再取得を準備をしている者

ウ 名称、住所及び代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、1 か月当たりの回線使用料とする。（回線使用料には初期費用及び工事費用を含む。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額により入札すること。

(8) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)第 5 条第 1 項の規定による審査のうえ、入札参加有資格者として要綱第 6 条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理業務(情報システム全般の設計、維持管理)」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者は、次のアからエまでに定めるところにより入札参加資格審査の申請を行うこと。

ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間

公告の日から平成 25 年 2 月 12 日午後 5 時まで

イ 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班(熊本県庁行政棟本館 2 階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等

エ 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イ の提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 要求仕様書の内容を満たしていること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 要求仕様書の内容を満たしていることが確認できる資料

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付するイの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の I C カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 25 年 2 月 26 日午後 5 時まで

(4) 提出先

1 (2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は、電子入札システムにより、書面での提出があった場合は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成 25 年 3 月 11 日午後 5 時まで行う。

(2) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成 25 年 3 月 11

イ 日午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法

- (ア) 日時 平成 25 年 3 月 12 日午後 1 時 30 分
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
(県庁行政棟新館 9 階)

(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所に持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 25 年 3 月 11 日（必着）までに 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「調達役務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「調達役務の名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

(3) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。一回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行ふものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行ふこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかつた者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条による錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の当該入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の I C カードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(6) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(7) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(8) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 14 日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができ、同規則第 78 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(5) 契約条項を示す場所

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-333-2143

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関する事項。（本公告に係る入札・契約担当部局）

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班

電話番号 096-333-2143

ファックス番号 096-381-8211

(2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関する事項。

熊本県出納局管理調達課管理審査班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(3) 電子入札システムの操作方法に関する事項。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日を除く。）

8 Summary

(1) Name of Procurement

Communication service for the main line of the integrated governmental network of Kumamoto Prefecture

(2) Date and Place for tender:

Date: 2013 March 12th 1:30 p.m.

Place: The ninth floor Information and Planning Division room. New building Prefectural Office of Kumamoto

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

(4) Other (その他)

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 44 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達役務名

熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サービスの調達

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班

(3) 調達役務の内容

要求仕様書による。

(4) 調達役務の利用期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(5) 納入場所

要求仕様書のとおり。

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行なった者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(2)ア電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものに限り、紙入札により入札することができる。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「IC カード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり IC カードの再取得を準備をしている者

ウ 名称、住所及び代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、1か月当たりの回線使用料とする。（回線使用料には初期費用及び工事費用を含む。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額により入札すること。

- (8) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定による審査のうえ、入札参加有資格者として要綱第 6 条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理業務（情報システム全般の設計、維持管理）」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者は、次のアからエまでに定めるところにより入札参加資格審査の申請を行うこと。

ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間

公告の日から平成 25 年 2 月 12 日午後 5 時まで

イ 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること

- (6) 電気通信事業法の規定に基づく登録又は届出に関する手続を行っている電気通信事業者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 要求仕様書の内容を満たしていることが確認できる資料

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付するイの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の I C カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 25 年 2 月 26 日午後 5 時まで

(4) 提出先

1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は、電子入札システムにより、書面での提出があった場合は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告

の日から平成 25 年 3 月 11 日午後 5 時まで行う。

(2) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成 25 年 3 月 11 日午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 25 年 3 月 12 日午後 1 時 30 分

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
(県庁行政棟新館 9 階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所に持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 25 年 3 月 11 日(必着)までに 1 (2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と、中封筒の表に「調達役務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「調達役務の名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

(3) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行いうるものとする。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。一回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかつた者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条による錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の当該入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の I C カードを使用して行った入札

オ 紙入札において、入札書にくじ番号の記入がない入札

(6) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(7) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(8) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 14 日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができ、同規則第 78 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(5) 契約条項を示す場所

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話番号 096-333-2143

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 入札の業務内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関する事。（本公告に係る入札・契約担当部局）

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
 電話番号 096-333-2143

- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関する事。

熊本県出納局管理調達課管理審査班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- (3) 電子入札システムの操作方法に関する事。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name of Procurement

Communication service for the branch line (inside Kumamoto prefecture) of the integrated governmental network of Kumamoto Prefecture

- (2) Date and Place for tender:

Date: 2013 March 12th 1:30 p.m.

Place: The ninth floor Information and Planning Division room. New building Prefectural Office of Kumamoto

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

- (4) Other (その他)

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 45 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により土地改良区の清算人退任の届出があったので、同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 土地改良区の名称

清算法人 河浦町土地改良区

2 退任する清算人

氏名	住所
池田 裕之	天草市河浦町今田 504 番地

熊本県公告第 46 号

平成 24 年 1 月 11 日に実施した平成 24 年度行政書士試験の合格者を次のとおり決定した。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
8510007	8510100	8510287	8510475
8510010	8510113	8510306	8510485
8510012	8510118	8510343	8510496
8510021	8510157	8510366	8510519
8510026	8510168	8510381	8510525
8510027	8510189	8510396	8510544
8510028	8510214	8510397	8510578
8510037	8510222	8510401	8510581
8510039	8510224	8510402	8510630
8510054	8510243	8510421	8510656
8510063	8510279	8510456	8510683
8510085	8510285	8510465	

熊本県公告第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年1月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年1月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画道路
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第49号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成25年1月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項
知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成13年熊本県公告第232号の2）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

部局名	計画等の名称
知事公室	熊本県地域防災計画
総務部	熊本県消防広域化推進計画
企画振興部	熊本県過疎地域自立促進方針 熊本県過疎地域自立促進計画 国土利用計画（熊本県計画）－第四次－ 熊本県土地利用基本計画 新熊本県土地対策要綱 第五次水俣・芦北地域振興計画 宇土天草地域半島振興計画 熊本県山村振興基本方針 熊本県離島振興計画 ふるさと五木村づくり計画 熊本県文化振興基本方針

健康福祉部	第 5 次熊本県保健医療計画 熊本県やさしいまちづくり推進計画 第 2 期熊本県地域福祉支援計画「くまもと夢支縁集」 くまもとユニバーサルデザイン振興指針 熊本県感染症予防計画 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「長寿・安心・くまもとプラン」 熊本県地域ケア体制整備構想 熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画） 熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 第 2 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画 第 4 期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」 第 3 期熊本県障がい福祉計画 熊本県健康増進計画（第 2 次くまもと 21 ヘルスプラン） くまもと食で育む命・絆・夢プラン（熊本県健康食生活・食育推進計画）
環境生活部	熊本県環境基本指針 熊本県環境基本計画 地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画 有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画 熊本地域地下水総合保全管理計画 熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第 1 期行動計画 熊本県水道整備基本構想 熊本県野生動植物の多様性保全基本方針 第 1 期鳥獣保護事業計画 生物多様性くまもと戦略 熊本県一般廃棄物処理広域化計画 熊本県廃棄物処理計画 熊本県産業廃棄物公共関与基本計画 くまもと食の安全安心のための基本方針 第 3 次熊本県食の安全安心推進計画 第 9 次熊本県交通安全計画 熊本県消費者施策の推進に関する基本計画 第 3 次熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと 21 」 熊本県パートナーシップ指針 熊本県人権教育・啓発基本計画
商工観光労働部	熊本県労働・人材育成計画「人と仕事いきいきプラン」 熊本県産業振興ビジョン 2011 熊本県総合エネルギー計画 ようこそくまもと観光立県推進計画（平成 24 ~ 27 年度） くまもと国際化総合指針～世界の活力を熊本へ・熊本の活力を世界へ～
農林水産部	熊本県食料・農業・農村計画 熊本県水産業振興基本構想 熊本県森林・林業・木材産業基本計画 熊本県農業振興地域整備基本方針 農村地域工業等導入基本計画 地域森林計画
土木部	新熊本県建設産業振興プラン 熊本CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）基本構想 熊本県広域道路整備基本計画 熊本県の道路整備に関する中長期計画 熊本県景観づくり基本計画 熊本県都市計画区域マスターplan 基本方針 くまもと生活排水処理構想 2011 熊本港港湾計画 三角港港湾計画 八代港港湾計画 熊本県の港湾ビジョン 熊本県建築物耐震改修促進計画 熊本県住宅マスターplan 熊本県高齢者居住安定確保計画～くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン～

備考 この別表は、県政情報文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年 1 回改正するものとする。

熊本県公告第 50 号

県営清和中部地区（平野換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県公告第 51 号

県営清和中部地区（米生換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県公告第 52 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福原字天神免 520 番 4 の一部及び同 520 番 8
499.99 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字木山 544 番地市ノ後団地 4 棟 102 号
本田 正行

熊本県公告第 53 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 11,143,000 キロワット時
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県総務部総務税務局管財課施設班
 - (3) 調達物品の内容
4 の (1) により閲覧する仕様書のとおり。
 - (4) 契約期間（納入期間）
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
 - (5) 需用場所（納入場所）
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
 - (6) 契約の種類
単価契約
 - (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行つた者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (2)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものに限り、紙入札により入札することができる。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「IC カード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、IC カードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額により入札すること。
 - (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
 - (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者で有資格者として営業種目「物品（8）電力・燃料類①電力」に登録された者であること。
ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成 25 年 3 月 4 日午後 5 時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

- (2) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者。
- (3) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成 14 年法律第 62 号)第 5 条の規定に基づき、基準利用量以上の量の新エネルギー等の電気を利用していること。
- (4) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が 1 キロワット時当たり 0.550 キログラム未満であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2 (2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 確認資料

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える場合は、(1)イの書類の目録を(1)アに添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の I C カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から平成 25 年 3 月 11 日午後 5 時まで
- (4) 提出先
1 (2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び 1 (2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成 25 年 3 月 18 日午後 5 時まで行う。

(2) 入札の方法等
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成 25 年 3 月 18 日午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成 25 年 3 月 19 日午前 10 時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
管財課(県庁行政棟本館 2 階)

(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 25 年 3 月 18 日(必着)までに 1 (2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「調達物品の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「調達物品名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

- (3) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のものに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 内訳書が添付されていない入札

(6) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(7) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行つた者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(8) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

（本公告に係る入札・契約担当部局）

熊本県総務部総務税務局管財課施設班

電話番号 096-333-2089

ファックス番号 096-384-3792

(2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理審査班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(3) 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Electricity about 11,143,000 kWh(kilowatt-hour) to be used in Main and New Buildings of the Kumamoto Prefectural Government

(2) Date and Place for tender:

Date: March 19, 2013, 10:00 a.m.

Place: Property Management Division room (Prefectural Government Main Building 2F)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Property Management Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2089

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

登載依頼

菊池地域保健医療推進協議会公告第 2 号

平成 24 年度第 2 回菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成 25 年 1 月 29 日

菊池地域保健医療推進協議会

1 開催日時

平成 25 年 2 月 15 日（金）午後 3 時から午後 5 時まで

2 開催場所

熊本県菊池地域振興局 別館 2 階大会議室（菊池市隈府 1272-10）

3 議題

(1) 第 5 次菊池地域保健医療計画の評価について

(2) 第 6 次菊池地域保健医療計画（案）について

(3) その他

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手續は、先着順を行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

菊池市隈府 1272-10

菊池地域保健医療推進協議会事務局（熊本県菊池保健所総務企画課内）

（電話 0968-25-4156）

熊本県選挙管理委員会告示第 3 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松永 榮治

政治団体設立届

政治団体の区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号 に係る国会議員関係政治 団体 (公職の種類) 衆議院議員	日本維新の会衆議院熊本県第 3 選挙区支部	本田 浩一	藤原 芳文	熊本県菊池郡大津町大字室 1728 番地 1

政党的支部 法第19条の7第1項第1号 に係る国会議員関係政治 団体 (公職の種類) 衆議院議員	日本維新の会衆議院熊本県第四支部	園田 博之	釜田 良一	熊本県宇土市松原町25-10
政党的支部 法第19条の7第1項第1号 に係る国会議員関係政治 団体 (公職の種類) 衆議院議員	日本維新の会衆議院熊本県第1区支部	松野 順久	近藤 学	熊本県熊本市中央区坪井4-3-35
政党的支部 法第19条の7第1項第1号 に係る国会議員関係政治 団体 (公職の種類) 衆議院議員	民主党熊本県第1総支部	池崎 一郎	北野 和秋	熊本県熊本市中央区上水前寺1-7-1
政党的支部 法第19条の7第1項第1号 に係る国会議員関係政治 団体 (公職の種類) 衆議院議員	民主党熊本県第3区総支部	森本 康仁	小島 盛弥	熊本県菊池郡大津町室743-3
政党的支部 法第19条の7第1項第1号 に係る国会議員関係政治 団体 (公職の種類) 衆議院議員	民主党熊本県第2総支部	濱田 大造	山下 初男	熊本県熊本市中央区八王寺町34-18
その他の政治団体 法第19条の7第1項第1号 かつ第2号に係る国会議員 関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び 公職の種類) 池崎一郎、衆議院議員	池崎一郎後援会	池崎 一郎	北野 和秋	熊本県熊本市中央区水前寺2-2-24
その他の政治団体	有働秀一後援会	有働 千恵美	山中 敬夫	熊本県上益城郡山都町今315-6
その他の政治団体	甲斐正法後援会	今井 正彦	辻山 良子	熊本県熊本市南区城南町今吉野1278-1
その他の政治団体	金田ひでき後援会	金田 英樹	金田 隆	熊本県菊池郡大津町大津1450-16
その他の政治団体	桐原のりお後援会	桐原 則雄	桐原 あや子	熊本県菊池郡大津町陣内412
その他の政治団体	くどう秀一後援会	川上 富敏	村上 吉広	熊本県上益城郡山都町浜町239番地3
その他の政治団体	島崎英樹後援会 大樹の会	島崎 英樹	島崎 幸子	熊本県玉名郡南関町関村1009番地
その他の政治団体	豊瀬和久後援会	豊瀬 和久	豊瀬 由美子	熊本県菊池郡大津町杉水3305-24
その他の政治団体 法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治 団体 (公職の候補者の氏名及び 公職の種類) 松野頼久、衆議院議員	希の会	河津 悅雄	齋藤 雄二郎	熊本県熊本市中央区出水1丁目2-19
その他の政治団体	古家しげおみ後援会	古家 茂臣	富田 啓二	熊本県山鹿市石1496
その他の政治団体 法第19条の7第1項第1号 かつ第2号に係る国会議員 関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び 公職の種類) 森本康仁、衆議院議員	森本康仁後援会	森本 康仁	小島 盛弥	熊本県熊本市中央区出水7-47-7
その他の政治団体	連携と歩み寄りの会	松田 了一	野村 博	熊本県球磨郡多良木町大字多良木1468-5

熊本県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成25年1月29日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永榮治

届出事項の異動届

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
政党の支部 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員	国民の生活が第一熊本県総支部連合会	代表者の氏名	本田 祐二	福嶋 健一郎
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
		公職の種類		衆議院議員
政党の支部 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員	国民の生活が第一熊本県第2区総支部	代表者の氏名	本田 祐二	福嶋 健一郎
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
		公職の種類		衆議院議員
政党の支部	社会民主党熊本県連合	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区九品寺1丁目17-9	熊本県熊本市九品寺1-17-9
政党の支部	自由民主党熊本県漁連支部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区田崎2丁目5番31号	熊本県熊本市田崎2丁目5番31号
		会計責任者の氏名	白石 治朗	吉岡 博秋
政党の支部	自由民主党人吉市支部	会計責任者の氏名	田中 聰	岩木 尚子
政党の支部	自由民主党人吉市第一支部	会計責任者の氏名	田中 聰	佐々 慎一
政党の支部	太陽の党熊本県第四選挙区支部	政治団体の名称	太陽の党熊本県第四選挙区支部	たちあがれ日本熊本県第四選挙区支部
		代表者の氏名	田口 信夫	園田 博之
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
		公職の種類		衆議院議員
その他の政治団体	育栄政経研究会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区水前寺3-8-10-601	熊本県熊本市水前寺3丁目8番10号 601
その他の政治団体	泉広幸後援会	主たる事務所の所在地	熊本県天草市港町3-3	熊本県天草市木渡町中山口2696番地
		会計責任者の氏名	尾崎 雄二	江崎 眞
その他の政治団体	市田昇後援会	代表者の氏名	大石 萬	松岡 俊一
その他の政治団体	江頭実後援会	主たる事務所の所在地	熊本県菊池市野間口404-6	熊本県菊池市隈府913-6
その他の政治団体	甲斐正法後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区城南町藤山1259-1	熊本県熊本市南区城南町今吉野1278-1
その他の政治団体	かくえみこ後援会	主たる事務所の所在地	熊本県荒尾市原万田169-5	熊本県荒尾市原万田302-8
その他の政治団体	かねせ哲治後援会	主たる事務所の所在地	熊本県上益城郡山都町成君1221番地	熊本県上益城郡山都町鶴ヶ田2095番地
		代表者の氏名	西山 修一	平川 竜
その他の政治団体	木村仁後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目32-8	熊本県熊本市水前寺6-32-8
その他の政治団体	熊本県建設政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区九品寺4丁目8-17	熊本県熊本市九品寺4丁目8番17号
その他の政治団体	熊本県水産政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区田崎2丁目5番31号	熊本県熊本市田崎2丁目5番31号
		会計責任者の氏名	白石 治朗	吉岡 博秋
その他の政治団体	熊本に夢の会	会計責任者の氏名	石原 奈保子	鶴田 宏
その他の政治団体	佐藤真二と協働のまちづくりを実現する会	政治団体の名称	佐藤真二と協働のまちづくりを実現する会	“大津町の協働”を作る会
その他の政治団体	寺本よしかつ後援会	代表者の氏名	大澤 一史	本庄 敏夫
その他の政治団体	中込博光後援会	主たる事務所の所在地	熊本県玉名郡長洲町長洲2513 出町ハイツ5号	熊本県玉名郡長洲町長洲2387-2
その他の政治団体	野崎伸也後援会	代表者の氏名	山田 洋史	鶴田 政智
その他の政治団体 法第19条の7第1項第1号かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 濱田大造、衆議院議員	濱田大造後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区八王寺町34-18	熊本県熊本市出水1-2-16
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体
		公職の候補者の氏名及び公職の種類	濱田 大造、衆議院議員	
その他の政治団体 法第19条の7第1項第1号かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 本田頼子、衆議院議員	本田あきこ後援会「頸政会」	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区田崎2-2-69	熊本県熊本市西区花園7丁目12-16
		主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区花園7丁目12-16	熊本県熊本市西区田崎2-2-69
その他の政治団体 法第19条の7第1項第1号かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 松野頼久、衆議院議員	松野頼久後援会	代表者の氏名	齋藤 長一郎	斎藤 長一郎
		主たる事務所の所在地	熊本県水俣市浜町3-7-25	熊本県水俣市古賀町2-8-5
その他の政治団体	水俣の元気をつくる会	代表者の氏名	田村 耕紀	下田 保富
		会計責任者の氏名	塩崎 乃婦子	今井 光義

熊本県選挙管理委員会告示第 5 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮治

政治団体解散届

政治団体区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	国民新党憲友会熊本県支部	尾上 正長	尾上 正長	熊本県上天草市龍ヶ岳町大道 2174 尾上正長方
政党の支部 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に 係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員	民主党熊本県第 1 区総支部	松野 順久	近藤 学	熊本県熊本市中央区坪井 4-3-35
その他の政治団体	立山勝徳後援会	大坪 次則	板橋 篤馬	熊本県人吉市上林町 1231

熊本県選挙管理委員会告示第 6 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮治

資金管理団体指定届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
池崎 一郎	衆議院議員	池崎一郎後援会	熊本県熊本市中央区水前寺 2-2-24	池崎 一郎
豊瀬 和久	町議会議員	豊瀬和久後援会	熊本県菊池郡大津町杉水 3305-24	豊瀬 和久
森本 康仁	衆議院議員	森本康仁後援会	熊本県熊本市中央区出水 7-47-7	森本 康仁

熊本県選挙管理委員会告示第 7 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 25 年 1 月 29 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮治

資金管理団体届出事項の異動届

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
岩下 栄一	育栄政経研究会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区水前寺 3-8-10-601	熊本県熊本市水前寺 3-8-10-601
江頭 実	江頭実後援会	主たる事務所の所在地	熊本県菊池市野間口 404-6	熊本県菊池市隈府 913-6
濱田 大造	濱田大造後援会	公職の種類	衆議院議員	県議会議員
		主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区八王寺町 34-18	熊本県熊本市出水 1-2-16
本田 頭子	本田あきこ後援会「頭政会」	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区田崎 2-2-69	熊本県熊本市西区花園 7 丁目 12-16
		主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区花園 7 丁目 12-16	熊本県熊本市西区田崎 2-2-69

熊本県選挙管理委員会告示第 8 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 99 条第 2 項の規定に基づく選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 24 年 1 月 29 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永榮治

熊本県有明海区 2, 167
天草不知火海区 2, 105